

### 基礎控除

- ① 遺産による基礎控除  
5,000万円+1,000万円×法定相続人数
- ② 生命保険等の非課税限度額  
500万円×法定相続人数
- ③ 退職手当金等の非課税限度額  
500万円×法定相続人数

## ■相続税から差し引かれるいろいろな控除

### 配偶者控除

妻(夫)が相続した場合

- ① 課税対象者となる遺産の総額×配偶者の法定相続分(1,600万円とする)
  - ② 課税対象となる遺産のうち、妻(夫)が取得した分
- ①と②のうち、少ない金額を、課税対象となる遺産の総額で割り、それに相続税の総額を掛けた金額が妻(夫)の相続税額から差し引かれる

### 未成年者控除

満20歳未満の法定相続人が相続した場合

6万円×(20歳－相続開始時の未成年者の年齢)が、その未成年者の相続税額から差し引かれる

### 障害者控除

障害者である法定相続人が相続した場合

6万円×(70歳－相続開始時の障害者の年齢)が、その障害者の相続税額から差し引かれる。特別障害者の時は、6万円を12万円に代えて計算する

### 贈与税額控除

相続開始前3年以内に贈与を受けていた財産の価格が、相続税の課税価格に加算される場合

納めた贈与税額から差し引かれる

### 相次相続控除

10年以内に2回以上の相続があった場合

最初に納めた相続税の一定割合の金額を、2回目の相続税額から差し引かれる

## 国民保険、社会保険（健康保険）からの葬祭費の受給

お葬式を出した喪家には葬祭費が支給されます。申告制になっていますので忘れずに申告しましょう。受給されるのは、国民健康保険の加入者、社会保険の加入者、もしくは健康保険に加入している扶養家族が亡くなったとき、それぞれ所定の手続をすれば受給されます。国民健康保険の場合、自治体により支給額が3万円～5万円と多少異なっています。社会保険の場合、加入者が在職中に死亡すると給与の1カ月分(9.2万円～98万円の範囲)が支給され、扶養家族が死亡すると一律10万円が支給されます。また、退職後3カ月以内に死亡した場合であれば、遺族へ1カ月分の給与分が支給されます。しかし、退職後に扶養家族が死亡しても10万円は支給されません。必要書類を完備して申請してから3～4週間で振り込まれます。



社会保険

葬祭費

遺族

### (アドバイス)

社会保険には、葬祭費が埋葬料と埋葬費に支給項目が分かれています。埋葬料は扶養家族に給料の1カ月分を限度として支給されるもので(上限有り)、在職中又は退職後3カ月以内に死亡した場合適用されます。埋葬費は第三者が受け取ることができます。この場合も給与の1カ月を限度として支給され、在職中又は退職後3カ月以内の適用となります。但し、両方の請求はできません。請求は会社ではなく個人で行うこととなりますので忘れずに申告しましょう。その際、申請書類には会社印が必要ですが、もし会社印がなくても死亡診断書等の書類があれば請求できます。